



SU Partners Tax Corporation

SUレター

06
2022

6月といえば梅雨。雨が多い時期となりますが、どうせなら、日本の風物詩として楽しみたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



Special × feature

- ◆法人版事業承継税制に係る特例承継計画の提出期限の延長
- ◆特例措置延長等 印紙税改正の概要
- ◆2022年度における雇用保険料率と年度更新

法人版事業承継税制に係る 特例承継計画の提出期限の延長

後継者への事業承継を税制面から支援する「事業承継税制」について、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した改正が令和4年度税制改正により行われました。

事業承継税制とは

事業承継税制は、法人版と個人版の2種類が存在しており、法人版であれば自社株式、個人版であれば事業用資産を対象に、これらの資産を後継者へ異動するにあたっての贈与税又は相続税の納税を猶予及び免除する制度です。

対象となる会社又は個人事業者・贈与者・受贈者には、それぞれ円滑化法（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律）に定められた要件がありますが、いずれの要件も満たしていることについて、その会社の主たる事務所の所在地である都道府県知事から認定を受ける必要があります。

また実際に納税猶予を受けるためには、申告期限内に申告を行うとともに猶予税額及び利子税の額相応の担保を提供する必要があります。

この納税猶予を受けた後、猶予期間中に譲渡を行うなど一定の事由に該当した場合には、利子税とともに本税を納付する必要があります。その一方で、後継者の死亡等一定の事由に該当した場合には、その猶予されている税額が免除されます。

令和4年度税制改正

令和4年度税制改正により行われた改正

は、法人版事業承継税制の特例措置に係る部分です。具体的には、特例措置の適用を受けるための「**特例承継計画**」の提出期限が**1年延長**され、令和6年（2024年）3月31日となりました。

留意点

法人版事業承継税制の「特例承継計画」の提出期限は延長されましたが、**特例措置の適用期限は延長されていない**点に留意します。

また、個人版事業承継税制を適用するには「**個人事業承継計画**」の提出が必要となります。この適用期限は、法人版事業承継税制による改正後の提出期限と同日です。他方、適用期限は異なっていますので、法人版と個人版で期限を見誤らないように注意しましょう。

事業承継税制	特例（個人事業）承継計画の提出期限	制度の適用期限
法人版（特例措置）	令和6年3月31日	令和9年12月31日
個人版	令和6年3月31日	令和10年12月31日

提出した計画を実行しなくても問題ありません。不測の事態を想定して計画の提出をしておく、という方法もあります。計画の提出にご興味のある方は、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

特例措置延長等 印紙税改正の概要

一定の契約書や領収書などを作成したときは印紙税が課されますが、印紙税額が軽減されたり、非課税とされたりするなどの期間限定の特例措置が設けられている場合があります。この特例措置の期限が令和4年度税制改正により延長されました。主な改正項目を確認します。

印紙税とは

印紙税とは、定められた20種類の課税文書に対して課す税金のことをいいます。また印紙税は、その課税文書を作成した者が納税義務者となり、原則、印紙税相当額の収入印紙を文書に貼り付けて、印章や署名などによりその収入印紙を消印して納めます。

20種類の文書と非課税文書

(1) 課税文書

20種類の課税文書とは、印紙税法別表第一の課税物件表に掲げられている20種類の文書により証されるべき事項を証明する目的で作成されたもののうち、非課税文書に該当しない文書をいいます。

【文書の種類（一例）】

- 不動産等の譲渡、地上権又は土地の賃貸借の設定又は譲渡、消費貸借、運送に関する契約書（第1号文書）
- 請負に関する契約書（第2号文書）
- 約束手形、為替手形（第3号文書）
- 定款（第6号文書）
- 継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）
- 金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）

(2) 非課税文書

非課税文書とは、課税物件表に掲げられている文書のうち、次のいずれかに該当する文書をいいます。

- 受取金額が5万円未満の領収証(第17号文書)など、課税物件表の非課税物件の欄に掲げる文書
- 国、地方公共団体又は日本赤十字社など印紙税法別表第二に掲げる者が作成した文書
- 一定の者が作成した非課税文書(印紙税法別表第三)
- 特別の法律により非課税とされる文書

主な令和4年度税制改正項目

印紙税に関する主な令和4年度税制改正項目は以下のとおりです。

(1) 軽減措置の適用期限の延長

課税文書に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」のうち、一定の要件に該当する契約書については、印紙税を軽減する措置が設けられています。この適用期限が令和6年(2024年)3月31日まで2年延長されました。

(2) 非課税措置の適用期限の延長

次のように適用期限が延長されました。

非課税措置の対象となる文書	改正後の適用期限
新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書	令和5年3月31日 (1年延長)
特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書	令和7年3月31日 (3年延長)

国税庁ホームページなどから最新の印紙税額一覧表を入手しましょう。

2022年度における 雇用保険料率と年度更新

雇用保険料率は財政状況に応じて毎年度見直しが行われており、2022年度の雇用保険料率は3月末に決定しました。例年と異なり、年度途中でも雇用保険料率が変更となります。

2022年度の雇用保険料率

雇用保険の財政は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、急激に悪化しました。一方で、コロナ禍で雇用保険料率が引き上げられることに対する労使の負担感も踏まえ、2022年度については段階的に引き上げられることになりました。

具体的には下表のとおり、上期(2022年4月1日から9月30日まで)と下期(2022年10月1日から2023年3月31日まで)に分けて変更されます。上期の雇用保険料率は、2021年度と比較し、会社負担が0.5/1,000引き上げられるのみとなりました。そのため、給与から控除する従業員負担の雇用保険料率を変更する必要はありません。

注意が必要な年度更新

2021年度の確定保険料と2022年度の概算保険料を申告・納付する2022年度の年度更新では、2022年度の概算保険料(雇用保険分)について、上期の概算保険料額と、下期の概算保険料額を賃金集計表で計算し、その合計額を2022年度の概算保険料として納付することになっています。

例年であれば、前年度の賃金額の合計を集計することで、確定保険料と概算保険料を算出できますが、2022年度の年度更新は複雑になります。年度更新申告書に同封される厚生労働省のパンフレットを確認して、集計に誤りのないよう注意して進めましょう。

2022年度の雇用保険料率

[上期] 2022年4月1日～2022年9月30日

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

[下期] 2022年10月1日～2023年3月31日

	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000

これまでは雇用保険の財政が安定していたことから、雇用保険料率は低く抑えられていました。2022年度は上期からの急激な引き上げは見送られたものの、下期の引き上げは従業員の生活に影響が出てくることもあるでしょう。従業員への早めの周知を検討したいものです。